

400 円（改正前 340 円）

その他の職員

340 円（改正前 290 円）

- 機関部作業手当（平成 8 年 4 月 1 日適用）
1 日当たり
290 円（改正前 240 円）
- へき地公署勤務職員の手当（へき地学校長期勤務手当）
（平成 8 年 4 月 1 日適用）
1 か月当たり
5 級・6 級（4 級・5 級）
7,500 円（改正前 6,300 円）
4 級（3 級）
6,100 円（改正前 5,100 円）
3 級（2 級）
4,500 円（改正前 3,800 円）
2 級（1 級）
3,000 円（改正前 2,500 円）

- 温室内作業手当（平成 8 年 4 月 1 日適用）

1 日当たり
290 円（改正前 240 円）

- 学校給食指導手当（平成 8 年 4 月 1 日適用）

1 日当たり
290 円（改正前 240 円）

- (6) 宿日直手当（平成 8 年 1 月 1 日適用）
勤務 1 回当たりの手当額が、次のように改められたこと。

- 宿直・日直勤務
5,000 円（改正前 4,800 円）
- 5 時間未満の勤務
2,500 円（改正前 2,400 円）

3 技能労務職員に関する諸手当

- (1) 特殊勤務手当（平成 8 年 4 月 1 日適用）
手当額が、次のように改められたこと。

- 調理給食等作業手当
1 か月当たり
5,200 円（改正前 4,400 円）
- 高圧電気取扱作業手当
1 日当たり
290 円（改正前 240 円）
- ボイラー取扱作業手当
1 日当たり
290 円（改正前 240 円）

- (2) 期末・勤勉手当の職務段階加算経験年数
手当加算対象の経験年数を次のように改めたこと。
（平成 8 年 4 月 1 日適用）

- 加算割合 10 / 100
高校卒 33 年以上（改正前 35 年以上）
中学卒 36 年以上（改正前 38 年以上）
- 加算割合 5 / 100
高校卒 20 年以上 33 年未満
（改正前 20 年以上 35 年未満）
中学卒 23 年以上 36 年未満
（改正前 23 年以上 38 年未満）

4 その他の改正事項等

- (1) 教育職員に対する定数内特別昇給実施基準
について（平成 8 年 4 月 1 日適用）

基準第 2 項に定める 12 月短縮を限度として行う特別昇給の時期のうち、第 3 号に定める実施時期について次のように改めるとともに、新たに第 4 号に該当する勤務年数を設けたこと。

第 3 号該当 勤務年数 27 年（改正前 30 年）

第 4 号該当 勤務年数 33 年（新 設）

- (2) 特地公署及びへき地学校等の級別の改正

へき地教育振興法等に基づき、特地公署及びへき地学校等の級別が改正されたこと。

5 適用期日

平成 7 年 4 月 1 日に遡及適用されたものについては、差額を平成 7 年 12 月 22 日に支給された。

第 8 節 付 属 機 関 等

1 福島県学校教育審議会（平成 7 年度 設置せず）

根拠法 福島県学校教育審議会条例（昭和 41 年 7 月 20 日条例第 42 号）最終改正、平成 3 年 3 月 19 日条例第 32 号

目 的 教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 学校教育の振興についての総合計画に関する事項
- 二 学校教育についての基本的な重要施策に関する事項

2 福島県スポーツ振興審議会

根拠法 スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 18 条及びスポーツ振興審議会の委員の定数、任期等に関する条例（昭和 37 年福島県条例第 20 号）

目 的 教育委員会又は知事の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会又は知事に建議する。